

市民文化局職員衛生委員会要綱

(設置)

第1条 市民文化局職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、労働衛生の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）第9条第3項の規定に基づき、市民文化局職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議し、局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人及び委員10人以内で組織する。

- 2 委員長は、市民生活部長とする。
- 3 委員は、市民文化局職員のうちから市民文化局長が任命する。
- 4 前項に定める委員のうち、半数は川崎市職員労働組合総務支部及び教育支部を代表する者が推薦した者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(定足数)

第7条 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員がやむを得ない理由により、委員会に出席することができないときは、当該委員が指名する市民文化局に所属する職員を代理者として出席させることができる。この場合において、代理者の出席は委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、調査審議等のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(記録)

第9条 委員会の議事で重要なものについては、記録し、3年間保存する。

(書記)

第10条 委員会に書記1人を置き、市民文化局職員のうちから市民文化局長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、市民文化局市民生活部庶務課に置く。

(委任)

第12条 川崎市職員安全衛生管理規則及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。